

頭痛

英語名： headache

A. 患者の皆様へ



ここでご紹介している副作用は、まれなもので、必ず起こるというものではありません。ただ、副作用は気づかずに放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行う上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師あるいは薬剤師に連絡してください。

医薬品によって起こる頭痛は二つに分類されます。

一つは、医薬品を使用したあとすぐに起こる頭痛です。このタイプの頭痛のなかで、狭心症の薬である硝酸薬による頭痛はズキズキする拍動性の頭痛を起こします。また片頭痛、緊張型頭痛などをもっている方には、硝酸薬の使用によりもともとある頭痛と同様の発作が生じる場合があります。

もう一つは、医薬品を何回か使用してから起こる頭痛です。このなかには、薬物乱用頭痛とよばれ、片頭痛、緊張型頭痛の患者さんで鎮痛剤を使用しすぎたために生じる頭痛があります。

いずれの場合にも何らかの薬を服用していて、頭痛がみられた場合には、放置せずに医師・薬剤師に連絡してください。

1. 頭痛について

医薬品による頭痛には、使用してすぐに起こるものと、何回か使用してから起こる二つのタイプがあります。

医薬品を使用してすぐに生じる頭痛のなかには、脳の血管が開くことで拍動性の痛みが生じるといわれているものがあり、原因となる薬剤として狭心症の治療に用いられる硝酸薬などがあげられます。また、このタイプの頭痛では、もともと片頭痛、緊張型頭痛などの慢性頭痛をもっている方に、片頭痛や緊張型頭痛と同じような頭痛発作を生じる場合があります。

この他の医薬品を使用してからすぐに生じる頭痛について、原因はよくわかっていません。性質としては鈍く、持続性で頭部全体に中等度～重度の痛みを感じる場合が多いとされています。

もう一つのタイプは、医薬品を何回か使用してから起こる頭痛です。このタイプの頭痛のなかには、もともと片頭痛や緊張型頭痛をもっていて、その頭痛をおさえるために鎮痛剤などを使用しすぎたために起こる頭痛も入ります（この鎮痛剤のなかには医師から処方されるもののほかに、市販の鎮痛剤も含まれます）。このような頭痛は薬物乱用頭痛とよばれます。薬物乱用頭痛では、頭痛の性状・強度・部位などは一定しないことが多く、吐き気などの消化器症状・不安・集中力低下・記憶力障害などもみられます。

さらに一部の医薬品では、継続して使用することにより、頭の中の圧力が上昇して、頭痛が生じるものもあります。このような頭痛では、ものが2つに見える、視力が低下するなどの症状が一緒に出現することがあります。

また、このマニュアルには記載していませんが、医薬品により無菌性髄膜炎や急性散在性脳脊髄炎とよばれる病気がおこり、頭痛があらわれることがあります。無菌性髄膜炎の場合は頭痛のほか発熱、嘔吐などを、急性散在性脳脊髄炎の場合は発熱、意識

がもうろうとする、目が見えにくい、手足に力が入りにくいなどの症状を伴います。

このほか、医薬品によっては急性緑内障という病気が生じ頭痛を自覚することもあります。急性緑内障は眼圧が上昇することにより起こります。目の中には血液の代わりとなって栄養などを運ぶ、房水とよばれる液体が流れています。目の形状は、この房水の圧力によって保たれており、この圧力を眼圧とよびます。急性緑内障では、眼圧の上昇により目およびその後部または上部の痛みが起こるとともに、目の充血・かすみなどが生じます。（緑内障のマニュアルを参照）

2. 早期発見と早期対応のポイント

医薬品による頭痛のなかで、使用後すぐに起こるものについては、原因となる医薬品の中止で消失します。しかしこれらの医薬品には、狭心症の治療など大切な理由で使用されている場合があります。特に狭心症の発作で胸が痛くなったときに使用する硝酸薬とよばれているものは、はじめて使用したときに頭痛が多く発現しますが、使用を続けることで頭痛の起こる回数が減ってくる場合があります。だからといってがまんして使い続けることはありませんが、同じような効果をもつ他の医薬品に変更すると頭痛が起きないこともあります。このため、自分で勝手に薬を止めたりしないで、早めに現在処方を受けている主治医に相談してください。

医薬品を何回か使用してから起こる頭痛のなかで、薬物乱用頭痛は、一度なってしまうと、改善するのに非常に時間がかかる場合が多く、患者さん自身も頭痛を治すのに大変苦労します。このため薬物乱用頭痛にならないことが大切であり、普段から市販の薬剤も含め鎮痛剤を使いすぎないように十分に注意をしてください。

いずれの場合にも医薬品を使用して頭痛が出現した場合は、すぐに医師・薬剤師に相談してください。



※ 医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページの、「添付文書情報」から検索することができます。[\(http://www.info.pmda.go.jp/\)](http://www.info.pmda.go.jp/)

また、薬の副作用により被害を受けた方への救済制度については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページの「健康被害救済制度」に掲載されています。

[\(http://www.pmda.go.jp/\)](http://www.pmda.go.jp/)